

別表(第2条関係)

日常生活用具給付事業基準額表

区分	種目	性能	基準額	対象者	耐用年数
介護・ 訓練支 援用具	特殊寝台	腕、脚等の訓練のできる器具を附帯し、原則として障害者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの	154,000円	(1) 下肢又は体幹機能障害2級以上の障害者 (2) 難病患者等であって、寝たきりの状態にある障害者	8年
	特殊マット	褥瘡の防止又は失禁等による汚染又は損耗を防止できる機能を有するもの	19,600円	(1) 下肢又は体幹機能障害1級であって、常時介護を要する障害者 (2) 下肢又は体幹機能障害2級以上の障害児(原則として、3歳以上の者) (3) 児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障害であると判定され、その障害の程度がAである障害者等(原則として、3歳以上の者) (4) 難病患者等であって、寝たきりの状態にあるもの(原則として、3歳以上の者)	5年
	特殊尿器	尿が自動的に吸引されるもので、障害者等又は介護者が容易に使用し得るもの	67,000円	(1) 下肢又は体幹機能障害1級であって、常時介助を要する障害者等(原則として、6歳以上の者) (2) 難病患者等であって、自力で排尿できないもの(原則として、6歳以上の者)	5年
	入浴担架	障害者等を担架に乗せたままリフト装置により入浴させる	82,400円	下肢又は体幹機能障害2級以上であって、入浴に当た	5年

	もの		って家族等の介助を要する障害者等(原則として、3歳以上の者)	
体位変換器	介助者が障害者等の体位を変換させるのに容易に使用し得るもの	15,000円	(1) 下肢又は体幹機能障害2級以上であって、下着交換等に当たって家族等の介助を要する障害者等(原則として、6歳以上の者) (2) 難病患者等であって、寝たきりの状態にあるもの(原則として、6歳以上の者)	5年
移動用リフト	介護者が障害者等を移動させるに当たって、容易に使用し得るもの(天井走行型その他住宅改修を伴うものを除く。)	159,000円	(1) 下肢又は体幹機能障害2級以上の障害者等(原則として、3歳以上の者) (2) 難病患者等であって、下肢又は体幹機能に障害のあるもの(原則として、3歳以上の者)	4年
訓練いす	原則として、テーブルが附属しているもの	33,100円	下肢又は体幹機能障害2級以上の障害児(原則として、3歳以上の者)	5年
訓練用ベッド	腕又は脚の訓練ができる器具を備えたもの	159,200円	(1) 下肢又は体幹機能障害2級以上の障害児(原則として、6歳以上の者) (2) 難病患者等であって、下肢又は体幹機能に障害のあるもの(原則として、6歳以上の者)	8年
自立生活支援用具	入浴補助用具 入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、障害者等又は介助者が容易に使用し得るもの(設置に当た	90,000円	(1) 下肢又は体幹機能障害者等であって、入浴に介助を要するもの(原則として、3歳以上の者)	8年

	り、住宅改修を伴うものを除く。)		(2) 難病患者等であって、入浴に介助を要するもの(原則として、3歳以上の者)	
便器	障害者等が容易に使用し得るもの(取替えに当たり、住宅改修を伴うものを除く。ただし、手すりを付けることができる。)	4,450円 (手すりを付けた場合 9,850円)	(1) 下肢又は体幹機能障害2級以上の障害者等(原則として、6歳以上の者) (2) 難病患者等であって常時介護を要するもの(原則として、6歳以上の者)	8年
頭部保護帽	転倒の衝撃から頭部を保護できるもの	A(スポンジ、革を主材料に製作) 15,656円 B(スポンジ、革、プラスチックを主材料に製作) 37,852円	(1) 平衡機能又は下肢若しくは体幹機能に障害を有し、てんかん等の発作により頻繁に転倒する者 (2) 児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障害であると判定され、その障害の程度がAであって、てんかん等の発作等により頻繁に転倒する知的障害者、精神障害者等	3年
T字状・棒状のつえ	身体を支え、歩行を補助するもの	33,150円	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能障害4級以上の障害者等	3年
移動・移乗支援用具	おおむね次のような性能を有する手すり、スロープ等であること。 (1) 障害者等の身体機能の状態を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの(設置に当たり、住宅改修を伴うものを	60,000円	(1) 平衡機能又は下肢若しくは体幹機能障害3級以上であって、家庭内の移動等において介助を必要とする障害者等(原則として、3歳以上の者) (2) 難病患者等であって、下肢が不自由なもの(原	8年

	除く。) (2) 転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具となるもの(設置に当たり、住宅改修を伴うものを除く。)		則として、3歳以上のもの)	
特殊便器	足踏みペダル、ボタン等で温水温風を出し得るもの(取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。)	151,200円	(1) 上肢機能障害2級以上の障害者等(原則として、6歳以上の者) (2) 児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障害であると判定され、その障害の程度がAであり、訓練を行っても自ら排便後の処理が困難な障害者等(原則として、6歳以上の者) (3) 難病患者等であって、上肢機能に障害があるもの(原則として、6歳以上の者)	8年
火災警報器	室内の火災を煙又は熱により感知し、音又は光を発し、屋外にも警報ブザーで知らせ得るもの	15,500円	(1) 障害等級が2級以上であって、火災発生の感知及び避難が著しく困難な障害者等(その者の世帯が単身世帯及びこれに準ずる世帯である場合に限る。) (2) 児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障害であると判定され、その障害の程度がAであって、火災発生の感知及び避難が著しく困	8年

			難な障害者等(その者の世帯が単身世帯及びこれに準ずる世帯である場合に限る。)	
自動消火器	室内温度の異常上昇又は炎の接触で、自動的に消火液を噴射し、初期火災を消火し得るもの	28,700円	(1) 障害等級が2級以上であって、火災発生の感知及び避難が著しく困難な障害者等(その者の世帯が単身世帯及びこれに準ずる世帯である場合に限る。) (2) 児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障害であると判定され、その障害の程度がAであって、火災発生の感知及び避難が著しく困難な障害者等(その者の世帯が単身世帯及びこれに準ずる世帯である場合に限る。) (3) 難病患者等であって、火災発生の感知及び避難が著しく困難なもの(その者の世帯が単身世帯及びこれに準ずる世帯である場合に限る。)	8年
電磁調理器	視覚障害者又は知的障害者が容易に使用し得るもの	41,000円	(1) 視覚障害2級以上の障害者(その者の世帯が単身世帯及びこれに準ずる世帯である場合に限る。) (2) 児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障害であると判定	6年

				され、その障害の程度がAである障害者(その者の世帯が単身世帯及びこれに準ずる世帯である場合に限る。)	
	歩行時間延長信号機用小型送信機	視覚障害者等が容易に使用し得るもの	7,000円	視覚障害2級以上の障害者等(原則として、6歳以上の者)	10年
	聴覚障害者用屋内信号装置	音、音声等を視覚、触覚等により知覚できるもの	87,400円	聴覚障害2級以上の障害者(その者の世帯が単身世帯及びこれに準ずる世帯である場合に限る。)	10年
在宅療養等支援用具	透析液加温器	透析液を加温し、一定温度を保つもの	51,500円	じん臓機能障害3級以上であって、自己連続携行式腹膜灌流法(CAPD)による透析療法を行う障害者等(原則として、3歳以上の者)	5年
	ネブライザー(吸入器)	障害者等が容易に使用し得るもの	36,000円	(1) 呼吸器機能障害3級以上又は同程度の身体障害者等であって、この装置の使用が必要と認められるもの (2) 難病患者等であって、呼吸器機能に障害があるもの	5年
	電気式たん吸引器	障害者等が容易に使用し得るもの	56,400円	(1) 呼吸器機能障害3級以上又は同程度の身体障害者等であって、この装置の使用が必要と認められるもの (2) 難病患者等であって、呼吸器機能に障害があるもの	5年
	酸素ボンベ	障害者等が容易に使用し得るもの	17,000円	(1) 呼吸器機能障害3級以上	10年

運搬車	もの		上又は同程度の身体障害者等であって、医療保険における在宅酸素療法を行うもの (2) 難病患者等であって、医療保険における在宅酸素療法を行うもの	
動脈血中酸素飽和度測定器(パルスオキシメーター)	呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有し、障害者等が容易に使用し得るもの	157,500円	(1) 呼吸器機能障害3級以上又は同程度の身体障害者等であって、人工呼吸器の装着が必要なもの又は医療保険における在宅酸素療法を行うもの (2) 難病患者等であって、人工呼吸器の装着が必要なもの又は医療保険における在宅酸素療法を行うもの	5年
視覚障害者用体温計(音声式)	視覚障害者等が容易に使用し得るもの	9,000円	視覚障害2級以上の障害者等(原則として、6歳以上であって、その者の世帯が単身世帯及びこれに準ずる世帯である場合に限る。)	5年
視覚障害者用体重計	視覚障害者が容易に使用し得るもの	18,000円	視覚障害2級以上の障害者(その者の世帯が単身世帯及びこれに準ずる世帯である場合に限る。)	5年
視覚障害者用血圧計(音声式)	視覚障害者が容易に使用し得るもの	12,000円	視覚障害2級以上の障害者(その者の世帯が単身世帯及びこれに準ずる世帯である場合に限る。)	5年
情報・意思疎通支援 携帯用会話補助装置	携帯式で、言葉を音声又は文章に変換する機能を有し、障害者等が容易に使用し得るもの	98,800円	(1) 音声若しくは言語機能に障害を有する者又は肢体不自由者であって、	5年

用具	の		発声及び発語に著しい障害のある障害者等(原則として、6歳以上の者)	
情報・通信 支援用具	障害者等が容易に使用し得るもの	100,000円	(1) 上肢機能障害2級以上であって、文字を書くことが困難な障害者等 (2) 視覚障害2級以上であって、情報取得手段として音声による読み上げ等が必要な障害者等	ソフトウェア 3年 周辺機器 6年
点字ディスプレイ	文字等のコンピュータの画面情報を点字等により示すことのできるもの	383,500円	視覚障害及び聴覚障害の重度重複障害者(原則として視覚障害2級以上かつ聴覚障害2級の重度重複障害者をいう。)であって、この装置の使用が必要と認められるもの	6年
点字器	障害者等が容易に使用し得るもの	標準型 10,712円 携帯用 7,416円	視覚障害2級以上であって、この装置の使用が必要と認められる障害者等	標準型 7年 携帯用 5年
点字タイプライター	視覚障害者等が容易に使用し得るもの	63,100円	視覚障害2級以上の障害者等(就労している者若しくは就労が見込まれる者又は就学している者に限る。)	5年
視覚障害者用ポータブルレコーダー	音声等により操作ボタンが知覚又は認識でき、かつ、DAISY方式による録音並びに当該方式により記録された図書の再生が可能な製品であって、視覚障害者等が容易に使用し得るもの	録音・再生機 85,000円 再生専用機 48,000円	視覚障害2級以上の障害者等(原則として、6歳以上の者)	6年
視覚障害者用活字文書	印刷された活字文書又は文字情報と同一紙面上に記載され	暗号読取式 99,800円	視覚障害2級以上の障害者等(文字読取式の場合は、視	暗号読取式 6年

読上げ装置	た当該文字情報を暗号化した情報を読み取り、音声信号に変換して出力する機能を有する装置で、視覚障害者等が容易に使用し得るもの	文字読取式 198,000円	覚障害1級の障害者等。いずれも原則として、6歳以上の者)	文字読取式 8年
視覚障害者用拡大読書器	画像入力装置を読みたい印刷物等の上に置くことで、容易に拡大された文字等の画像をモニターに映し出せるもの(音声信号に変換して出力する機能を有するものを除く。)	198,000円	視覚障害者であって、この装置の使用により文字等を読むことが可能になるもの(原則として、6歳以上の者)	8年
視覚障害者用色柄音声認識装置	色柄を知りたいものの上であって、音声により色柄を伝えることができる装置で、視覚障害者等が容易に使用し得るもの	126,000円	視覚障害2級以上の障害者等(原則として、6歳以上の者)	6年
視覚障害者用時計	視覚障害者等が容易に使用し得るもの	触読式 10,300円 音声式 13,300円	視覚障害2級以上の障害者(音声式時計は、手指の触覚に障害がある等のため触読式時計の使用が困難な障害者に限る。)	10年
聴覚障害者用通信装置	一般の電話機に接続し得るもので、音声の代わりに文字等により通信が可能な機器であって、障害者等が容易に使用できるもの	71,000円	聴覚障害又は発声・発語に著しい障害を有する障害者等であって、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として、この装置の使用が必要と認められるもの(原則として、6歳以上の者)	5年
聴覚障害者用情報受信装置	字幕及び手話通訳付きの聴覚障害者用番組並びにテレビ番組に字幕及び手話通訳の映像を合成したものを画面に出力する機能を有し、かつ、災害時の聴覚障害者向け緊急信号	88,900円	聴覚障害者等であって、この装置によりテレビの視聴が可能になるもの	6年

		を受信する装置で、聴覚障害者等が容易に使用し得るもの。			
人工喉頭	笛式又は電動式で、音源を口腔内に導き構音化するもの	笛式 5,150円 (気管カニューレ付きの場合 8,100円) 電動式 72,203円	喉頭摘出した障害者等	笛式 4年 電動式 5年	
点字図書	月刊、週刊等で発行される雑誌類を除き、点字により作成された図書(年間6タイトル又は24巻までを限度とする。ただし、辞書等一括して購入しなければならないものを除く。)	点字図書の価格から当該点字図書の内容に相当する一般図書の価格を控除した額	主に、情報の入手を点字によっている視覚障害者等	—	
排泄管理支援用具	ストーマ用装具(蓄便袋)	低刺激性の粘着剤を使用した密閉型又は下部開放型の収納袋(皮膚の保護、排泄物の漏れ防止、皮膚への装具密着などのために使用するストーマ用品を含む。)、洗腸装具	8,858円	直腸機能障害により、ストーマを造設した障害者等 (ただし、洗腸用具については洗腸の指導を受けている者に限る。)	—
	ストーマ用装具(蓄尿袋)	低刺激性の粘着剤を使用した密閉型の収納袋で処理用のキャップが付いているもの(皮膚の保護、排泄物の漏れ防止、皮膚への装具密着のために使用するストーマ用品を含む。)	11,639円	ぼうこう機能障害により、ストーマを造設した障害者等	—
	紙おむつ	通気性の確保等、使用に当たって障害者等に不快感を与えないもの(尿取りパット、洗腸用具、さらし、ガーゼ、おしりふきを含む。)	12,360円	高度の排便機能障害者、脳原生運動機能障害かつ意思表示困難者、高度の排尿機能障害者(原則として、3歳以上の者)	—

	取尿器	採尿器と蓄尿袋で構成し、尿の逆流防止装置付きのもの	8,755円	ぼうこう機能障害者等のうち、取尿器の使用が必要と認められるもの	1年
居宅生活動作補助用具	障害者等の移動等を円滑にする用具で、設置に小規模な住宅改造を伴うもの	(1) 手すりの取付け (2) 段差の解消 (3) 滑り防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更 (4) 引き戸等への扉の取替え (5) 洋式便器等への便器の取替え (6) その他前各号の住宅改修に附帯して必要となる住宅改修	200,000円	(1) 下肢、体幹機能障害又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害(移動機能障害に限る。)を有する障害者等であって、その障害の程度が3級以上のもの(特殊便器への取替えをする場合は、上肢機能障害2級以上の者。いずれも原則として、6歳以上の者) (2) 難病患者等であって、下肢又は体幹機能に障害のあるもの(原則として、6歳以上の者)	—

備考

- この表に規定する難病患者等に対する用具の給付の可否判断については、医師の診断書によるほか、保健師等による訪問調査を経て確認するものとする。
- ストーマ用品とは、皮膚保護剤、コンベックスインサート、固定用ベルト、剥離剤、皮膚被膜剤、レッグバッグ、ナイトドレナージバッグ、パウチカバー、テープ材、ストーマ用はさみ、ストーマ用カッター、消臭剤、ガーゼ、潤滑剤、吸収剤、凝固剤及び洗浄剤とする。